倒産・解雇などによる離職や雇い止めなどによる離職をされた人へ

平成22年4月加入分からの 民健康保険税が軽減されます

人で、 により確認できます。 対象者は次の条件を満たす 雇用保険受給資格者証

す。

軽減は、

前年の給与所得

所

離職日時点で満65歳未満の 離職年月日が、 平成21年3

ます。

平成22年4月加入分からの

保険税を算定することになり をその3/100とみなして

月31日は該当します。) 月31日以降の人(平成21年3 雇用保険の特定受給資格者

玉

民健康保険税が軽減され、

する人 または特定理由離職者に該当

番号の人【11、 職理由欄のコード番号が次の 雇用保険受給資格者証の離 12 21 22

▼特定理由離職者に該当する

▼特定受給資格者に該当する

す。 す。 保険を脱退すると終了しま 途中で就職しても引き続き対 年度末までの期間となりま 軽減期間は離職の翌日から翌 保険に加入するなど国民健康 象となりますが、会社の健康 国民健康保険に加入中 は

得などにより算定されま 玉 民健康保険税は、 つい 前年

軽減額などに 7

て

対

象

者

軽減を受けるには、 手続きについ

0)

主)の人の申告が必要になり 康保険税の納税義務者 国民健 (世帯

りますが、これをお持ちの

は軽減対象に該当しません

でご注意ください。

他

に以下の受給資格者証があ

用保険受給資格者証

0

年月日 欄で行

理

欄から行いま

平成22年2月22日以降交付分

新

様式)

では「離職理由」 旧様式では「離職

1)

の離職理由コードの確認は、 ※雇用保険受給資格者証から 番号の人【23、

33

34

職理由欄のコード番号が次の

雇用保険受給資格者証の離

特例対象被保険者等に係る申告書 提出書類 (※役場財務課税務室にあります。) 雇用保険受給資格者証の写し 添付書類 (※必ずご持参ください。) 納税義務者(世帯主)の印鑑 必要なもの (※必ずご持参ください。) 受付場所 吉岡町役場財務課税務室

7

室☎54・3111(内線13 た人に交付されています。 ▼問合せ先 65歳到達日以後に離職され 役場財務課税

の人に交付されています。 とする短期雇用特例被保険者 短期の雇用に就くことを常態 「雇用保険高年齢受給資格 季節的に雇用されるまたは

◆「雇用保険特例受給資格. 者

事項 とならない受給資格 この軽減制度の対象 者証についての注意

ofic